

# 広島県内の相次ぐ差別事件とその背景を考える

岡田 英治

近年、「部落差別はもうなくなった」との声が聞かれる一方で、差別事件が後を絶たない。相次ぐ差別事件は、日本社会の何を映し出しているのか。広島県で起きた差別事件を、部落解放同盟広島県連合会（以下、広島県連という）の対応（差別事件に対して行った抗議や申し入れ等）や筆者の思いなどを交えながら紹介する。

## 1. 連續・大量差別はがき

2003年5月から始まった「連續・大量差別はがき事件」の犯人が、2004年10月に逮捕された。この事件は、34才の青年が部落解放同盟の活動家や各都府県連事務所に400通にも及ぶはがき、封書を送りつけたもので、とくにターゲットにされたのは、東京に住む部落解放同盟の青年活動家Uであった。犯人とUはまったく面識がなかった。たまたま図書館に『解放新聞東京版』の綴りが置いてあり、その中のU執筆の「東京の部落の歴史」と題した連載記事が、青年の目に留まった。「部落民のくせに新聞に歴史の連載を持っているなんて、生意気なやつ」と思ったのが、事件の発端であった。電話帳をめくるとUの電話番号と住所が特定できたという。それから、Uに対する執拗な攻撃が始まる。Uは東京都内のアパートに住んでいたが、青年はアパートの大家や近所の住民に対して、「Uは特殊部落出身のえた身分の奴。えたは人間に似ていても人間ではありません」といったはがきを送りつけた。また、Uの名を騙って元ハンセン病患者の施設である熊本県の菊池恵楓園や朝鮮総連、障がい者団体、部落解放同盟の各都府県連などにも差別はがきを送りつけた。

広島県連に送りつけられた内容は「広島の原爆は、大阪の部落密集地へ投下すれば、たくさんの人々が駆除できた」「北朝鮮には、えたなら10万人でも拉致してもいいよというべき」「えたは人間ではないから、えたを殺しても殺人罪にはならない」「日本国は天皇陛下という現人神であり、聖なる方を中心とした神国である。その国にお前たちのような賤しくてケガレっていて汚くてうざったくて臭い単細胞下等バカ生物が生きているということは天皇陛下

に対して大変失礼なことである」などといったものであった。

青年はエリート意識の強い人間であった。公判において青年は、「就職活動がうまくいかないうつ憤やリストラのストレスを発散したかった」「当時の自分は、仕事をしたくともなかなか見つからず、自分は社会の中の最下層の人間だと思っていた。一番下の地位にいるのは自分の中でつらかったので、昔、差別されていた人を下に結びつけた」と、動機を吐露したという。

広島県に関係した事件ではなかったが、愛知県で、インターネットを使って部落の地名や写真を流して誹謗・中傷していた27歳の青年が、2007年7月に逮捕された。青年が差別行為に及んだ背景について、朝日新聞(2008年4月10日付)は「派遣会社やアルバイトで働いていたが、ペアリング交換の仕事についていたときは夜勤ばかり。疲れがたまるとぜんそくが出て、どれも長続きしなかった。05年ごろから自宅に引きこもりがちになった。『何か仕事を探さないと』と悶々としていた。インターネットにはまり、イラクで旅行者が殺害された事件について『面白いショーを見せてくれた』とみずから書き込んだ」と報じている。追い詰められた人間が、次第に人間性を枯らしていく、最後は匿名で被差別部落民を叩く行為へと走ったのである。

後に、「差別事件が引き起こされる背景」で触れるが、このふたつの事件は、部落差別の社会的機能を示す象徴的な事件であり、残念ながら、今日の日本社会(弱肉強食の格差社会)は、このような事件を次々に生み出す構造となっているといえよう。

## 2. 戸籍等の組織的・大量不正取得

戸籍謄本等の不正取得が組織的かつ大がかりに行なわれていることが、明らかになった。日本では、法律に基づいて8業士(行政書士・司法書士・弁護士・税理士・弁理士・社会保険労務士・海事代理士・土地家屋調査士)が、所属する会が発行した「職務上請求書」を使えば、全国の自治体からだれの戸籍謄本、住民票でも取得できる。結婚等で身元調査の依頼を受ける興信所・探偵社は、これに目をつけ、行政書士・司法書士等に一定の報酬を支払って、戸籍謄本等の不正取得をする。これが、戸籍謄本等不正取得事件といわれるものである。興信所・探偵社は、不正に取得した戸籍謄本等を使って、本人や家族を追跡して「調査報告書」をつくり、結婚差別や就職差別を引き起こす。

2005年に兵庫県や大阪府で起きた行政書士3人による不正取得事件では、県内の自治体で133件の不正取得が明らかになった。この事件で、福山市は全国に先がけて不正取得をされた被害者に、そのことを伝える「本人告知」の取り組みを行なった。その結果、10件の内3件が身元調査の可能性が高く、

3件の内2件が結婚についての身元調査であったことが、明らかになった。

2007年8月には、三重県の行政書士が横浜市の興信所の依頼を受け、「職務上請求書」511枚を使って、全国44都道府県230市区町村から戸籍謄本等を不正取得(1枚あたりの報酬2,200~3,000円)していたことが明らかになった。広島県内では、福山市、尾道市、大崎上島町で各1件が不正取得されていた。この事件をめぐっては、福山市に続いて大崎上島町も「本人告知」を行い、不正取得が結婚の身元調査であったことが明らかになった。

2008年6月には、兵庫県の司法書士が広島県内で51件の不正取得をしていたことが発覚し、8月には、関西の探偵業者3人(うち2人が探偵業者の下請け)が、偽造した委任状で戸籍謄本等を不正取得し、逮捕された。2人の下請け業者は「依頼内容のほとんどが結婚調査で、報酬は一件あたり10万から15万円、戸籍の取得だけなら1万円」と証言した。この事件では、広島県内の興信所が関与していたことも明らかになった。

2011年11月、組織的、かつ大量の不正取得をしていた「プライム総合法務事務所」(東京)の行政書士ら5人が、愛知県警に逮捕された。この事件で警察が機敏に動いたのは、ほかならぬ愛知県警の暴力団を担当する捜査幹部とその家族ら7人の戸籍や住民票が不正取得されていたからであった。依頼したのは暴力団関係者で、「お前にも家族がいるだろう」と言って捜査を止めさせることが目的であった。それまでに、このプライム社は、2万枚以上の「職務上請求書」を偽造し、1万件以上の不正取得(県内では17市町205人)をしたことが、明らかになっている。

この事件の全容解明に動いた愛知県警は、その後、横浜のハローワーク職員を他人の職歴、個人情報を調査会社に流したとして逮捕(2012年5月)、続いて6月には、携帯電話代理店の元店長が広島市内の探偵業者に携帯端末からの情報を流し、さらにその情報を別の調査会社に流していたとして逮捕、7月には、車両使用者の個人情報を探偵業者に流したとして長野県警の警察官2人と国交省職員が逮捕、続いて大手通信会社の子会社に勤務していた元派遣社員も契約者情報を調査会社に流したとして逮捕、住基情報を流したとして自治体の臨時職員も逮捕、2013年1月には、県警幹部を脅した暴力団関係者が逮捕され、逮捕者の数は36人に及んだ。大掛かりな捜査の中で「情報屋」と言われる闇組織の存在も明らかになった。個人情報を得るために8業士にとどまらず、ハローワーク職員、警察官、国交省職員、自治体職員、通信会社職員にまで触手を伸ばしていたわけである。

この事件の捜査は、愛知県警にとって痛みを伴うものとなった。2013年9月、愛知県警は、同じ愛知県警捜査一課の警部補を、暴力団の周辺者に捜

査情報を流したとして逮捕した。中国新聞(2013年9月20日付)は「県警幹部が暴力団関係者に脅迫された事件の捜査は、身内の逮捕へと発展した」と報じた。

愛知県警は、11月6日、ガス会社の契約者情報を不正に入手したとして、探偵業の男性2人を逮捕した。2人は、2012年11月に起こった「逗子ストーカー殺人事件」で、被害者女性の住所を元交際相手の男性から依頼され、約2時間で住所を割り出して回答したことを新聞は報じた。

これらの事件を通じて、多くの場合、部落出身者かどうかを調べるために行なわれる身元調査が、それだけに止まらず、部落出身でない人が結婚で破談に追い込められ、警察幹部が脅迫され、ストーカー行為、振り込め詐欺、悪質訪問販売で利用され、さらには国籍、支持政党、宗教の個人情報が取られるなど、だれが、いつ被害者になってもおかしくない実態が、明らかになつた。

現時点では、県内では不正取得された被害者への「本人告知」は、福山市、大崎上島町、竹原市が実施し、尾道市が実施を表明している。この動きは、全国的な広がりを見せている。

さらに進んで、不正抑止となる「登録型本人通知」制度(本人が自身の戸籍謄本等の取得状況を知りたい旨の登録をしておけば、その都度、市が本人に知らせる)については、全国ではじめて実施した大阪狭山市に続いて、県内では、大崎上島町と福山市が実施に踏み切り、導入を検討する自治体も出始めている。埼玉県では、2010年6月からすべての市町が実施し、香川県、大分県、山口県、鳥取県、大分県もこれに続き、全国の自治体に広がりつつある。登録型の不正抑止力は、埼玉県で事前登録していた市民の戸籍謄本が不正取得され、犯人が直ちに逮捕されたことでも、明らかになっている。

### 3. 土地調査差別事件

マンション等を建設する際の事前調査(おもに建設場所としてふさわしい社会環境であるかを調査)において、その業界で当たり前のように部落差別が行われていることが、明らかになつた。

2011年3月、NTT西日本が関与した差別事件は、広島県にも関わる事件であった。その内容は、NTT保有の不動産(2,634件)をマンション建設等で活用できるか否かの調査を調査会社に依頼し、調査会社の報告書の中に「地元精通者の取材結果による判定」であるとして、「地元で人気低めCランク」「地域問題有」「嫌悪施設」などと記していたというもの。広島県連が調査したところ、県内で「Cランク」とされた40箇所の近くに相当数の被差別部落、

旧解放会館などがあった。

全国的には、ある土地調査会社の報告書に「○○の1丁目は地元では同和の人が住むとみられており、住宅地としての評価は低い」「所在地の南隣接エリア○○に至っては地元では『問題を抱えるエリア』と認識されている」「A中学校区に至っては○○という問題がある地域がいっしょになるため、総じて評判は良くない」等の記述があり、マンションの建設計画・販売を手掛ける開発業者、広告代理店、立地条件を調査する会社の中で差別が常態化していることが、明らかになった。

#### 4. 呉市大量差別紙片ばら撒き事件

2005年3月、呉市で、「呉市○○に住む××は部落民」と書かれた差別紙片(名刺大)が6枚発見された。その後、差別紙片は、呉市内と周辺自治体に8万1,600枚以上がばら撒かれ、2011年9月以降は、ばら撒きが止まっているものの、実行者を特定できないまま今日に至っている。名指しされた人物は、被差別部落の出身者ではなく、まったく身に覚えがないということであつた。

この事件をめぐっては、差別紙片ばらまきを許さないための取り組みが、部落解放同盟呉市協議会の要請に応じるかたちで、呉市行政を中心として取り組まれた。差別紙片8万1,600枚の回収は、その成果ともいべきものである。差別投書や差別落書き事件では、実行者を特定できない場合が多い。差別投書や落書きは、利害関係の衝突から被差別部落の特定の人物や企業などに打撃を与えるためか、「エタ、非人」と落書きし、うっ憤を晴らすために行なわれる。後者の場合は、その差別行為を受け入れ、拍手喝采する社会意識の存在を認識してのことである。従って、極論ではあるが、差別紙片をばらまくたびに、また差別投書、落書きをするたびに、実行者が憐れに思われ、「こんな人間だけにはなりたくない」と、すべての人に思われるようになれば、差別行為に及ぶことの意義は失われることになる。ひとりの実行者が、差別意識をもっていくら差別行為に及んだとしても、それがだれにも受け入れられなければ、差別は社会的には機能しない。市民啓発の意義は、差別が受け入れられない人権の意識状況をつくることにあると言えよう。

呉市及びその周辺の自治体にばら撒かれた差別紙片を回収し、市に届けた人は、当初は市職員、教職員が多かったが、一般市民からの通報も多くなり、実行者は孤立の方向に向かっている。

## 5. 福山での差別ファクス・投書

2010年1月7日、福山市内の被差別部落の建設会社に、2通の文書がファクスで送られてきた。1通目は「賤民・○○建設」と実名で書かれ、2通目は「福山部落地区の人間の思考は歪んでいるZE」と書かれていた。9日には、筆跡からして同一人物が出したと思われる年賀はがきが、福山市役所に送りつけられた。内容は、「福山の部落地区の人間は汚れている」というもので、差出人は、福山結婚差別裁判(1956年)に関係した歴史的な人物の名前が使われていた。

さらに、1月15日には、やはり同一と思われる人物から部落解放同盟員宅に、「オレ様の人権を徹底的に侵害し続けてき人間の中に部落出身者が含まれていた事には驚いた」との内容のはがきが、送られてきた。受け取った同盟員に心当たりはなく、差出人は、「同和地区地名総監全国版所有者 福山市○○町在住○○○○(架空の人物)」と書かれていた。

## 6. 県内各地で差別落書き、匿名差別電話も

2011年7月に府中市の天満屋ハピータウンのトイレに「プラクミンシネ」「四つごろ」「エタヒニン」、同月に庄原市内にある県施設のトイレに「ぶらく」、東広島市でも市内の電柱・道路標識柱5本に「どしたんならエタ公」、2013年3月に広島市・本川沿いの遊歩道に「チャイナ エタ 犯罪グルー」、2013年4月に府中市上下町の公衆便所に「同和」「部落人死ね」と書かれた差別落書きが発見されている。

2012年5月に福山市内で起こったホテル火災は、7人が死亡する大惨事となった。新聞テレビでも大きく報じられた。その2日後、70歳代と思われる女性から、「7人の被害者を出したホテルの経営者はマスコミに登場して謝罪するのが当たり前だ。マスコミは経営者の名前すら報道しない。経営者が『同和』(全くの事実無根=筆者)だから、市が人権を盾に公表させないからだ」と、市人権推進課に電話を入れる事件が起きている。

## 7. 広島平和記念資料館資料調査研究会研究報告に差別助長論文

2011年8月、公益性の高い広島平和記念資料館が「広島平和記念資料館資料調査研究会研究報告 第7号」に、部落解放運動や同和教育運動を攻撃する内容や予断と偏見を助長する論文(著者は広大名誉教授・舟橋善恵)を掲載した。

広島県教職員組合、広島県高等学校教職員組合、広島県連と資料館側による協議の結果、「広島平和記念資料館資料調査研究会研究報告 第8号」の

冒頭「あいさつ」で、「『舟橋論文』に広島県教職員組合など9団体から抗議が寄せられた」と記したうえで、広島県教職員組合書記長・西迫利孝と広島県連副委員長・岡田英治の「特別寄稿」を掲載することで合意した。

以下は、「広島平和記念資料館資料調査研究会研究報告 第8号」に、舟橋論文への反論として掲載された拙文の一部である。

---

「舟橋論文」の骨子は、①平和教育の危機的状況の原因は、1998年から始まった文部省の「是正指導」にある。②「是正指導」は、広島県の教育が中立性を侵しているとの文部省の判断に基づくもので、端的に言えば同和教育への批判であった。③「是正指導」のすべての発端は「八者合意」である。「八者合意」を根拠にして部落解放同盟広島県連合会が教育行政への介入を正当化した。④それによって三次市八次小問題、県立世羅高等学校の石川敏浩校長の自殺事件が起った。—というものである。(①と②は「核兵器の廃絶をめざすヒロシマの会」シンポでの発言内容として紹介)

論文は、その大部分が特定党派の刊行物の引用及び特定党派に所属しているか、もしくはシンパと思われる教職員の感想・意見の羅列で、事実関係を検証することなく無批判に受け入れ、部落解放運動に対する予断と偏見を助長するものとなっている。

#### [八者合意とは]

1985年の3月、木山徳郎県議会議長(当時)によって、県知事、県教育長に「要請書」が出される。その内容は「本県教育については、荒廃の最大の元凶が日教組の組合理念の教育現場への持込と、それを支援する部落解放同盟の不当介入にある」というものであった。竹下虎之助知事(当時)は部落解放運動への理解と自身の人生観から木山議長らの動きには与しなかった。「要請書」をめぐって木山議長らと広島県連、広教組、高教組は激しく対立した。

同年8月、広島県連の「県連が果たした役割を事実に基づいて評価してほしい」との求めに応じて、県教委は「本県の教育推進上、解放同盟広島県連合会の果たした役割」を発表し、木山議長も「要請書の内容は事実誤認があった」として、「要請書」を撤回し、反省するところとなった。

しかし、部落解放同盟攻撃に与しなかった竹下知事に対して、自民党は県知事選を前に推薦を遅らせるという形で嫌がらせを続けていた。そこで、小森委員長(当時)が発案し、竹下知事の呼びかけでおこなわれたのが県知事、県会議長、県教育長、広島県連、広教組、高教組、広同教、高同教による八

者会談で、そこで確認されたのが「広島県における学校教育の安定と充実のために」とした「八者合意」であった。合意内容は、「教育の質的向上と青少年の健全育成に努力する」など一般的なもので、八者会談と合意内容は、「知事の呼びかけで円満にすべて問題が解決した」ことをアピールするための演出的要素が大きかった。

その後、文部省「是正指導」(1998年)の勢いに乗った反人権派は、「八者合意」の中の「差別事件の解決に当たっては、関係団体とも連携し」の部分が、「解放同盟の教育介入の根拠、契機となった」と思い込み、「合意」破棄を騒ぎ立てた。

「八者合意」が反人権派や「舟橋論文」の言う「教育介入の根拠」となったか否かは、差別事件の取り組みなどをつづった『部落解放同盟広島県連合会再建40年のあゆみ』(2009年7月20日発行)や解放新聞広島県版(縮刷版)を見れば明らかである。「八者合意」以前も以後も学校で被差別部落の児童生徒の尊厳を傷つけ、時として命をも奪いかねない差別事件が起きれば、教育のありようの問題として提起すべきことは提起するという広島県連の姿勢は一貫している。部落解放運動が高揚し、同和教育が定着するまでの学校では、児童生徒や教職員までもが部落差別を公然と行っていた。そのことを考えれば、被差別部落の保護者や運動団体が差別を容認するような教育が行われてはいないかと高い関心を持って学校と連携するのは当然のことである。

運動体と行政、学校等の連携は、「八者合意」を持ち出さずとも、1954年県教委発行の『同和教育の手引』の「責任的立場にある者は、自主性にもとづいて、解放委員会と連携を保ちながら推進する努力がのぞまれます」、同対審答申の「同和問題の根本的解決を目標とする行政の方向性としては、地区住民の自発的意思に基づく自主的運動と緊密な調和を保ち」、1972年県教委発行の「同和教育をすすめるために」の「関係機関・団体との連携」で十分であり、「八者合意でも同趣旨のことが述べられた」といった程度のものである。

最近では文科省の「人権教育の指導方法等の在り方について—第3次とりまとめ」(2008年4月)でさえ被差別当事者との連携の重要性を説いている。

学校で差別事件が起きれば部落差別であれ、障害者差別、在日コリアン差別、被爆者に対する差別であれ、被差別当事者が問題提起し、教育的な問題点と課題を明らかにすることを求めるることは当然すぎるほど当然のことである。

#### [八次小問題、世羅高校自死問題]

八次小問題で問われたのは、「エタ、ヒニン」の言葉を浴びせられ小さな

心に深い傷を受けた子どもの心情に学校・教育がどう寄り添うかということである。

賤称語を浴びせられた子どもの心の痛みを一顧だにせず、特定党派の考えに基づいて、部落解放同盟との連携を拒絶し、自己防衛に走ったO教諭の姿勢は教育者の名に値するものではない。

石川校長の自死の問題については、広島県連や広島県教職員組合協議会が事実関係も含めて見解を明らかにしているのでそれに譲るが、大切なことは、石川校長が「日の丸・君が代」について、どのような考え方をもっていたかである。それによって何を圧力と感じるかが180度違ってくるからである。「舟橋論文」はこれには全く触れようとせず、石川校長の自殺の原因をどこまでも部落解放同盟に押し付けようとするものである。

石川校長は、卒業式の数日前に高教組の分会や地元の解放同盟関係者に、教育者としての良心から、県教委には内緒で「君が代はしない」と伝えていた。石川校長の態度に疑問を感じたのか、卒業式前日（自殺当日）の朝、教育事務所の主幹指導主事と県教育部次長が石川宅へ向かう。主幹指導主事が石川宅に先に着いて石川校長と接触し、すぐ近くまで来た教育部次長を主幹指導主事が迎えに行くため石川宅を離れたわずかの間に石川校長は自身の命を絶ったのである。この事実一つをとっても、石川校長にとって何が圧力となつたかが明らかである。一略ー「舟橋論文」は、公権力による理不尽な「是正指導」攻撃に憤ることなく、市民・民間団体による権利擁護・確立のための不断の努力を「教育介入」と位置づけ、しかも研究者にとって最も大切な「真実の探求」にも背いている。平和を語る研究者としての正義と良心が磨滅していることを悲しく思う。

---

「八者合意」については、後述のマスコミによる差別助長記事（「朝日新聞」）の項とも関連するので長文になったが引用した。いずれにせよ、特定政党の機関紙に掲載された論文であるならいざ知らず、広島市が出資した公益の団体が発行する「報告書」で差別と偏見に満ちた、一方的な見解を発表することは許されない。

## 8. 公的研修会での差別事件

2011年10月、福山市、尾道市、府中市の税徴収事務の担当者を対象とした研修会で、横浜市から招いた講師（市職員で市町村アカデミーの講師）が税の滞納問題にかかわって「同和が来る。彼らは金になるから」と発言した。

税の徴収事務にかかる研修では、2013年7月、市町村アカデミー（市町村職員中央研修所）での研修においても、参加者が研修成果を発表する場において、「税滞納者のタイプを分類する」として「権力・圧力型」の例で、「たとえば…議員や民商、部落差別団体の人を連れてくる」とパワーポイントで発表、参加していた福山市の職員が問題点を指摘した。しかし、講師は適格な対応ができなかった。この事件は各自治体から参加していた職員と研修所講師の人権感覚を問うところとなった。

9月には自治大学の研修でも同主旨の発言があり、参加していた大分県佐伯市の職員が問題点を指摘している。

えせ同和団体やえせ同和行為と正当な部落解放運動は明確に峻別されなければならない。抽象的な「同和」や「部落差別団体」などの言葉を使うことによって、被差別部落や正当な部落解放運動への偏見を煽ることは許されない。仮に不当な要求をしてくる団体があったとしても、「いかなる場合にも法律、規則に照らして厳正に対処する」で事足りるものであり、あえて団体名などを挙げる必要はない。

これらに類似する事件としては、2013年4月、暴力追放県民会議が研修会で配布したアンケート差別記載事件がある。暴力団などから不当な要求をされたことがあるか、との質問の回答に「同和関係」という項目があり、出席した職員から報告を受けた福山市が県民会議に対して指摘した。その結果、県民会議は「エセ同和行為の有無をたずねる設問だが、すべての同和団体が不当な圧力をかけるという誤解を招く不適切な表現であり、弁解の余地はない」と謝罪し、関係者が課題を共有して直ちに該当箇所を修正すると表明した。

公的機関の研修では、2012年2月に県健康福祉部地域福祉課主催の福祉法人監査役を対象とした研修会で、講師が「書類に目くら判を押すな」といった障がい者への差別発言をおこなった。たまたまその研修会に参加していた広島県連の役員が、問題を指摘した。本来は人権啓発の先頭に立たなければならぬ県が主催する研修会で差別がばら撒かれ、問題を指摘する者がいなければ素通りをしてしまう。悲しいかな、これが県の人権水準である。

## 9. 自治体職員、広島法務局東広島支局長の差別事件

2012年10月、三原市消防職員が、時間外手当の低さをいわんとして「わしらはエタ・非人みたいなもの」と発言、学校でも就職後も部落問題を学習したことがなかったことが明らかになると同時に、かつてのような同和問題研修が行なわれなくなったことによって、自治体職員の人権感覚が削がれて

いる実態が、明らかになった。

2013年6月には、広島法務局東広島支局長が、大崎上島町企業関係者等人権推進協議会の研修会で「解放同盟の糾弾はつるしあげでエセ同和行為の原因になっている」と強調し、さらに「フィリピン人はちゃらんぽらん、中国人は自尊心が強く嘘つきだ」と、差別意識をむき出しにした発言を行った。主催者と広島県連が直ちに本人と広島法務局長に抗議(別掲に広島県連の抗議文)した結果、記者会見で反省の意を表明した。この事件は、人権擁護や出入国管理を所管する法務省の「人権感覚の希薄さ」といった水準のものではなく、かねてから指摘されてきた入管行政や刑務所での人権侵害、さらには部落問題をめぐる敵対的言動など、法務省の偏見と差別性が露呈した事件であった。

2013年6月20日

広島法務局長 大河原清人様

広島法務局東広島支局長 高坂恩様

部落解放同盟広島県連合会  
委員長 川崎 卓志

### 広島法務局東広島支局長の差別発言に抗議する

大崎上島町企業関係者等人権推進協議会研修会(6月17日開催)での、「雇用と人権」をテーマにした講演で、部落問題解決に取り組む民間運動団体の取り組みを一方的に誹謗・中傷するとともに外国人の人権を踏みにじった高坂恩・広島法務局東広島支局長の発言に強く抗議します。

現在、我が国においては部落問題(同和問題)をはじめ、女性、子ども、障がい者、外国人に対する差別などを解決するため、官民間わざ様々な立場で取り組みが行われています。国においても、人権問題に対する基本姿勢と取り組みの不充分性が指摘されつつも、前述の人権課題を含む12点を重点項目に掲げ、取り組みが行われていることは御承知のとおりです。

そのような中で支局長は、部落地名総鑑事件とえせ同和行為にかかわって、部落解放同盟を「圧力団体」であるかのように、また糾弾を「吊るし上げ」と決めつけたことは、公の立場を利用して民間団体の取り組みを誹謗・中傷したものであり容認できるものではありません。

もとより「行き過ぎた糾弾」(何をもって「行き過ぎ」とみるかの議論は

あるが)は批判されてしかるべきですが、企業の採用試験において差別図書・部落地名総鑑によって極秘裏に被差別部落出身か否かを確認し、出身者であれば本人の能力に関係なく不採用にするという社会的不正義を、糾弾によってただすことは、1982年の大阪高裁判決(註1)を待つまでもなく、当然のことと言わなければなりません。

また、「えせ同和行為」についても、差別の根絶を願って真摯に活動している部落解放運動と峻別しなければならないことや、未だに存在している差別意識に付け込んで行われることから、「何よりもしっかりととした部落問題に対する認識を持つことが重要」との訴えが行われているもので、糾弾が「えせ同和行為」を生んでいるかのような認識は本末転倒であり、「えせ同和行為」根絶に有効な手を打つことのできない法務省(局)の責任回避、言い訳と言わなければなりません。

さらに、支局長の「フィリピン人はちゃらんぽらん」「中国人は自己主張、自尊心が強く、嘘つき」との発言にいたっては、人権擁護の先頭に立たなければならない立場の者の発言として到底看過することは出来ません。憲法、国連の人種差別撤廃条約をはじめとする人権関係諸条約の内容と精神に真っ向から反するものであり、何よりもフィリピン、中国の人々の「個人の尊厳」を傷つける行為以外の何ものでもありません。

全国、広島県で「外国人技能実習生」の過酷な労働条件が問題となり、実習生と日本人経営者・従業員との間の痛ましい事件が引き起こされている現実を考えると、異文化の理解や対等な人間関係の構築こそが必要であり、その基礎には確かな人権感覚が求められます。この度の発言はその「人権感覚のなさ」といった次元ではなく、フィリピン、中国の人々に対する蔑視観が表出したものと言っても過言ではありません。

講演の結びに支局長は、「今日は研修の場であり、わかりやすく説明するために、少し耳障りな言葉もあったと思いますが、公の場ではこのような発言はしません」と発言しています。人権ということをめぐって「公」(たてまえ)と「私」(本音)(今回の研修は「私」とは言えないが)を使い分けること自体が、人権啓発の取り組みの中で厳しく批判してきたことも忘れてはなりません。

いずれにしても、この度の発言は國の人権問題を所管するものの発言として許されるものではなく、広島法務局長並びに東広島支局長におかれましては、速やかに発言の問題点と背景を明らかにした上で謝罪し、再びこのような問題が引き起こされることのないよう、今後の取り組みも含めて内外に明らかにされるよう求めます。

註1－「差別というものに対する法的救済には実際上限界があることにかんがみると、被差別者は、法的手段をとることなく、みずから直接、差別者に対しその見解の説明と自己批判とを求めることが許されよう。それが糾弾と名づけられるか否かは格別、人間として差別に対して堪え難い情念を抱く以上、法的秩序に照らし、相当と認められる程度を越えない手段、方法による限り、かなりの厳しさを帶有することも是認されよう。」

## 10. インターネットによる差別

インターネットを利用した差別事件もあとを絶たない。県内の部落の位置を、差別表現を用いて面白おかしく書き込んだものや、部落解放運動やそれに参加する個人を差別的に誹謗中傷する事件は、枚挙にいとまがない。2012年4月には、府中市差別・脅迫・侮辱事件が起きた。何者かが小森龍邦(広島県連顧問)の名前で全国の葬儀社にメールを送信し、葬儀のパンフレット・見積書を小森顧問宅に送付させたもので、20社以上から送られてきた封筒の表には、小森顧問の住所とともに「メゾンドエッタ」「エッタハイム」と書かれていた。メールを送信した犯人が、住所の後に、マンションなどの名前であるかのように装って賤称語を書いたという悪質な事件である。

この事件に対しては、法的措置も含めた対処を検討したが、インターネットへの差別書き込みと同様に、法の不備から効果的な対応策は見いだせなかつた。

## 11. 宗教界の差別

宗教界に関する事件では、「鶴瓶の家族に乾杯」(2012年5月7日放送)の中で、安芸教区の浄土真宗本願寺派寺院が「過去帳」(実際は「門徒戸数控え」)を見せる事件が起きた。

「過去帳」には、「穢多」「非人」「新平民」「革田」「チャセン」「下輩」など、部落差別にかかわる記述とともに、「獄中死亡」「遊女」「伝染病」「私生児」などの記載があったことが、明らかになっている。

歴史的には「壬申戸籍」の閲覧禁止、戸籍公開原則の制限などで、探偵社などから寺院への「問い合わせ」が多くなることが予想されたことと、何よりもその差別性ゆえに部落解放同盟の指摘で、「過去帳」を閲覧禁止(1986年)にした経過がある。昨今の戸籍謄本等の不正取得事件で身元調査が組織的かつ大がかりに行われていることを考えると、多くの視聴者に寺院に行けば身元調査が出来ると思わせた、当該寺院とNHKの責任は大きかった。

この問題で広島県連は、単に1寺院が、「過去帳」に類するものを開示し

た問題に止まらず、浄土真宗本願寺派が部落差別に対して鈍感であり続ける根本原因（教義上の問題）を問うところとなった。具体的には、浄土真宗の根本經典である「淨土三部經」（「大無量壽經」「觀無量壽經」「阿彌陀經」）の中にある差別である。部落差別に関わるものは「觀無量壽經」に出てくる「栴陀羅」がある。「栴陀羅」（チャンダーラ）は、インド・カース制度の下で人間外の人間とされた被差別階層で、日本では仏教関係の書物で「穢多、非人の類のもの」として説明され、布教されてきた歴史を持つ。經典の中のこの部分のくだりは、次のようなものである。

「王さま、わたしの聞くところでは、『毘陀論經』の中には、この世が始まって以来多くの悪王がいて、王位を望んで父を殺害したものが一万八千人にも及ぶと説かれているそうです。しかし母を殺害するという非道な行いをしたものなど、今まで一度も聞いたことがありません。それにもかかわらず、今王さまが母君を殺害なさるなら、それは王族の家柄を汚すものです。わたしもはとうてい聞くに忍びません。このようなことは栴陀羅のすることです。もはやここにいるわけにはまいりません」（『浄土真宗聖典　淨土三部經 現代語版』発行所　本願寺出版社）

つまり、母親を殺そうとする阿闍世という若い王に、2人の側近が「母親を殺すようなことをするのは栴陀羅のことだ」とたしなめて、王に母親殺しを止ませたという話である。

お経は漢文で読經されるため、ほとんどの人がその意味を理解していないが、このような差別的なことが書かれているものを、「ありがたい」と思われている罪は大きい。それが浄土真宗本願寺派の根本經典の中にあるのである。他にも經典の中には露骨な女性差別や障がい者差別があり、今日の人権水準、感覚に照らしてとうてい耐えられるものではない。このような根本問題に目をそらし、放置しておいて、「過去帳」の閲覧禁止を叫んでも、説得力を持つものではない。今、この問題は現在進行形で取り組まれている。

ちなみに、「過去帳」の開示については、今年の7月から8月にかけて、京都、愛知、福岡の浄土宗寺院が立て続けに「過去帳」を閲覧させ、写真入りで京都新聞、中日新聞、西日本新聞が報道する出来事も起きている。

## 12. マスコミの差別報道

### 中国新聞

2008年5月3日付け中国新聞は、「萩市役所に結婚相談所　相談委員2人配置　定住の促進狙う」の見出しで「市企画課に備えた申込書に希望する条件を記入し、写真や戸籍謄本等などを提出して登録する」とした記事を掲載

した。「申込書」には「身体上の障害」「収入」「血液型」「宗教」なども記入させる項もあった。本籍地から出自を暴き、数々の悲劇を生んだ戸籍、そして今もその行為が繰り返されていることにあまりにも鈍感な記事であった。

中国新聞社は、同年12月12日には、『仏陀が教えた不病長寿の道』「広島長崎の原爆被爆者子孫から悪性遺伝を断ち切る手法は?」とする著書の広告を1面に掲載した。その著書を読むと、「手法」なるものは、①大自然から臍下丹田呼吸法で「気」を取り込む、②「毒だみ茶」を飲む、③活性水素水を飲む、④1日2個の梅干を食べる—といった噴飯ものであった。当然、県連の被爆2世協などが抗議し、話しあいが持たれた。中国新聞社側にまったく抗弁の余地はなかった。

ただ、中国新聞社が人権に真摯に向き合った出来事もある。週刊誌の広告掲載で2011年10月27日、全国紙は「『同和』『暴力団』の渦に呑まれた『橋下知事』出生の秘密」「オヤジはヤクザで同和に誇り」「なぜか『同和予算』だけは削れない『橋下知事』の情念」などと見出しを付けた『週刊新潮』の広告が掲載された。その後、『週刊朝日』(2012年10月26日号)が同質のものを掲載して大問題となつたが、『週刊新潮』はその以前から過ちを犯していた。この見出しほは、橋下知事(当時)の出自を持ち出して貶め、「同和」「暴力団」「ヤクザ」との表現で被差別部落に対する予断と偏見を助長して余りあるものであった。

週刊誌は、地方では発売日が1日遅れることから、中国新聞への広告掲載は28日となった。中国新聞のそれは、「同和」と書かれた部分3か所を空白(削除)にして掲載した。中国新聞社の知人に尋ねたところ、広告を審査する部署の判断で削除したことであった。中国新聞社の良識が働いたものと言えよう。

## TBS・RCC

2008年10月14日に、TBS・RCCが放送した「キミハ ブレイク」の番組において、番組内容とは脈絡のないかたちで「穢多非人取締 北町奉行所」の文字が13秒間にわたって全国に放映された。番組の構成は、「徳川埋蔵金」の発掘にまつわるもので、勘定奉行所を舞台にした再現ドラマであった。徳川家の幕臣・小栗上野介が小道具の白和綴じ本を手にするシーンが映し出され、その白和綴じ本の表紙に問題の文字が書かれていたものであった。この事件の深刻さは、過去に撮影用の小道具として使われていたものがまぎれていったことがチェックできなかつたことに始まり、デレクター、カメラマン他スタッフ、プレビューをおこなつた政策局の番組プロデューサー、編成局の担当者すべてが問題に気づかないまま放送に至つたということである。

## 山陽新聞

2009年2月28日付の山陽新聞は、見出しに「10月福山で部落解放研究全国集会 学校施設利用は不可 県教委方針『中立公正が原則』」(正本和臣)と打った記事を掲載した。この記事は県議会文教委員会で、反動的な教育行政を推し進めた榎田教育長(当時)と教育勅語を信奉する石橋県議とのやり取りを記事化したものであった。この記事がなぜ差別的なのか。この記事を読んだ人は、部落解放研究全国集会は中立性を侵すような集会で、ゆえに学校施設(分科会開催のために)は貸さない、と思うであろう。しかし、これまでの同集会は、すべての開催地において、知事、教育長、議会等が趣旨に賛同して実行委員会に参画し、学校を含む公共施設の使用等に積極的に協力してきた経緯がある。また教育問題の分科会では、この数年、良し悪しは別として、文部科学省の職員による特別報告等が行なわれていた。もし、この集会が教育の中立性を侵すものであるなら、何よりも文部科学省が、そして、開催地の知事、教育長、議長が教育の中立性を侵している集会に参加したことになってしまう。

加えて、たまたまではあるが、この八百長質問が行なわれた時点では、学校施設を利用することなく分科会会場は確保されており、県教委もそのことは開催地である福山市の教育委員会から確認済みであったことも分かっていた。事実にもないことを、あるかのように見せかけた八百長質問で予断と偏見を煽り、それを検証することなく報道した事件であった。

## 朝日新聞

2009年10月19日付の朝日新聞備後版に掲載された「残されたものは−09知事選を前に」なる記事は、著しく公平性を欠くものであり、部落解放運動や被差別部落出身者に対する予断と偏見を増幅させるものであった。

記事は「県教委は『労組や同和関係団体』との『円滑な対応を優先するあまり、しばしば幾多の妥協を余儀なくされてきた』」「労組や同和関係団体」によって『校長権限がゆがめられた職員会議の運営』や『校内人事への介入』などがおこなわれてきた」というものであった。

また、「八者合意文書」をめぐる記述では、「2000年9月の県議会で、藤田知事が『八者合意文書』の拘束性を否定したことで『改革にはずみがついた』」として、あたかも「八者合意文書」に強大な拘束力があったかのような虚構を演出するものであった。そして「八者合意」によって同和関係団体による「教育介入」が行なわれたかのような偏見を読者に植えつけるものであった。

「八者合意文書」の評価については、「広島平和記念資料館資料調査研究会

研究報告で差別助長論文」の項で触れたので省略するが、この記事は、当事者である県連への取材を行なうことなく掲載したもので、メディアがもっとも大切にしなければならない「公平性」が失われたものであった。広島県連は、朝日新聞社に対して「校内人事への介入」「教育介入」「八者合意の拘束力」等について、具体的な事実を示すよう質した。朝日新聞社側は、何一つとして答えることはできなかった。

### 『週刊朝日』の橋下報道

『週刊朝日』の橋下報道については、部落解放同盟中央本部を中心となつて事実確認・糾弾学習会が行われている。ここでは広島県連が出した抗議文の紹介にとどめる。

2012年10月22日

朝日新聞社

代表取締役社長 木村伊量 様

『週刊朝日』編集部

編集長 河畠大四 様

部落解放同盟広島県連合会

委員長 川崎 卓志

『週刊朝日』(10月26日号)の橋下市長関連連載記事に対する抗議と申し入れ

標記連載記事の問題では、少なからず『週刊朝日』、朝日新聞社に対する失望感が広がっています。私たちは、この度の連載記事に強く抗議します。

橋下市長の出自にかかわって、「DNA」「血脉」「被差別部落の特定」など、すでに多くの団体・個人が憤りをもって記事の問題点を指摘しています。その結果、『週刊朝日』及び朝日新聞社は、「連載中止」と同時に「お詫び」のコメントを発表されました。広島県連は、同じようなことが繰り返されるのではと危惧の念を抱いています。

私たちは橋下市長の政治手法や言動は批判されしかるべきだと考えています。また、場合によっては「出自」(父が被差別部落出身)のことが話題になることもありうることだと考えています。

被差別部落の中には、反社会的行為に走るものもいれば、政界、法曹界、財界などで一定の社会的地位を得ているものもいます。その中には、被差別部落や、部落解放運動を攻撃することによって、その「出自」ではない

かのようにふるまう人もいます。

橋下市長の場合、その年齢からして、また、部落解放運動が同和教育に力を入れ、その効果を上げていたころに大阪に居住していたことからして、運動と教育の成果によって、今日の知的水準・社会的地位を獲得したことには疑う余地はありません。部落解放運動、同和教育の高まりがなかった半世紀も前なら、多くの被差別部落の若者がそうであったように差別の渦中に沈んでいたかもしれません。その彼が、刺青問題(まるで父親の境涯を否定するかのよう)に象徴されるようにスケープゴートをつくり、これまで人権啓発に重要な役割を果たしてきた大阪人権博物館の補助金をカットするなど、「同じ被差別部落でも自分は違うんだ」と言わんばかりの行為を重ねているところに彼の自己疎外状況を見ることができます。

メディアの役割は、歴史的、社会的につくられた部落差別によって人間がどのような状況に追い込められるのか、その背景に迫り、そして最も重要なことは、差別という社会的不正義を許さない姿勢を貫くことです。今回のように、橋下市長の言動と「出自」を短絡的に結び付け、しかも差別的な底意をもって叩く行為は、個人の尊厳をうたった憲法13条にも反するものであり、断じて許すことはできません。

冒頭、私たちは「同じようなことが繰り返されるのではと危惧の念を抱いている」と述べました。

振り返って、東京・朝日は、1981年3月16日付の夕刊記事で広島県で相次いだ校長の自殺を「背後に同和教育の悩み」と編集委員の署名記事で大きく報道し、予断と偏見をばらまきました。私たちの事実に基づいた抗議によって「同和問題めぐり 確証ないウワサ」(1981年6月21日付)と前記記事を全面否定した記事を掲載(全国)しなければならないほど部落問題認識の欠如を露呈しました。

しかし、この教訓は生かされず、1999年の世羅高校石川校長の自死をめぐっては、その原因があたかも部落解放同盟広島県連合会や広島県高等学校教職員組合にあるかのような報道をおこないました。また、当時の『週刊朝日』も悪意に満ちた記事を掲載しました。

さらに最近では、広島県の教育に係わって事実誤認の報道を、2009年10月19日付朝日新聞広島地方版でしています。そして、この度の連載記事です。

これら、一連のことを考えると、朝日新聞社、『週刊朝日』とともに人権、わけても部落問題と真剣に向き合い、この理不尽な差別を根絶するために、メディアとしての役割を果たそうとする姿勢と気概に欠けていると言わざ

るをえません。今回の問題と真摯に向き合い、同じことが繰り返されることがないよう強く求めると共に、人権確立の社会実現に貢献するメディアとして、信頼回復をはかられるよう切望する次第です。

『週刊朝日』の記事をめぐって個人の尊厳を傷つけられたその橋下市長が、従軍慰安婦問題では、今も深い傷を負っている元慰安婦の人とすべての女性の尊厳を踏みにじる発言を行なった。広島県連は次のような抗議文を送った。

2013年5月14日

日本維新の会共同代表  
大阪市長 橋下 徹 様

部落解放同盟広島県連合会  
委員長 川崎 卓志

### 「従軍慰安婦制度必要」発言等に抗議する

冠省 大阪市役所で行われた記者会見(5月13日)で、あなたが「あれだけ銃弾が飛び交う中、精神的に高ぶっている猛者集団に休息を与えようとすると、慰安婦制度が必要なのは誰でもわかる」「『日本はレイプ国家』だとみられている。ただ、暴行、脅迫をして拉致した事実は裏付けられていない」「沖縄に行ったとき、(米軍の)司令官に会い『もっと風俗業を活用してほしい』といった」などと発言したこと内外から批判の声が上がっています。部落差別をはじめ、人間の尊厳を踏みにじる、すべての人権侵害行為に反対する私たちも強く抗議します。

人類の歴史は、数々の愚かな行為を繰り返しながらも、そこから教訓を導き出し、良識と正義を「かたつむりのような速度」であっても確かなものにしていきました。人権を確立し、その中身を豊かにしてきた歴史も同様です。

この度のあなたの発言は、この人類の歴史に背き、「人間の尊厳」を踏みにじった野蛮な行為を正当化するものです。それは、「慰安婦」とされた女性たちの愈えることのない傷口に塩を塗る暴言と言わなければなりません。また、国際社会が捉える「性暴力」の問題は、強制的、組織的行為はいうに及ばず、「いい仕事がある」などと商行為と思い込まされて、自ら足を運んだというケースにおいても許されないとする水準にあり、発言内容は国際的な水準にてらしても到底耐えられるものではありません。

つい最近、あなたは「出自」を暴いて貶めた『週刊朝日』の差別記事問題で、猛然と抗議しました。それは、あなたとあなたの家族、とりわけ子どもた

ちの「尊厳」にかかる問題であったからだと思います。「強制」であれ「甘言」であれ、「自分の娘（子ども）が尊厳を踏みにじられる行為をされたら」と想像力を働かせてみて下さい。

「戦争の悲劇の結果なので、慰安婦になってしまった方には、心情を理解して優しく配慮していくことが必要だ」との発言も、歴史的経緯と日本の立場をわきまえない恩寵的発言以外の何ものでもありません。

沖縄での発言も、女性を性の道具のようにしか考えておらず、すべての女性を冒瀆するものです。同時に長年にわたる沖縄に対する差別政策をさらに強化することにつながるものです。

何人も奪われることもなく、傷つけられることもあってはならない「人間の尊厳」に深く思いを巡らし、心からの反省を内外に示されることを強く求めます。

### 13. 差別事件が引き起こされる背景

部落解放運動は、解放理論=「三つの命題」の中で部落問題について、①部落差別の本質—部落民に市民的権利が行政的に不完全にしか保障されていないこと、②部落差別の社会的存在意義—経済的には、主要な生産力の担い手を収奪、搾取するため。政治的には、分裂支配の道具として利用、③社会意識としての差別観念—差別観念は、差別の本質（経済的にも、社会的にも劣悪な環境）に照応して一般的、普遍的に存在している—と規定している。

また、1965年に出された同和対策審議会答申も、①近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別である。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である、②わが国の産業経済は「経済の二重構造」といわれる経済的特質を持っている。一略—このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根柢である、③心理的差別（人々の観念や意識のうちに潜在する差別）と実態的差別（同和地区住民の生活実態に具現されている差別）とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。部落差別は、単なる観念の亡靈ではない—と述べ、概ね「三つの命題」と重なり合う分析をしている。

これまでに列挙したような差別事件がなぜ引き起こされるのか、それにはさまざまな背景、要因が横たわっているが、何と言っても最大の要因は、部

落差別の本質にいう市民的権利（就職の機会均等、教育の機会均等、居住・移転の自由、結婚の自由など）が、いまだに不完全にしか保障されていないこと、すなわち、依然として低位な状態に、被差別部落が置かれていることがある。このことは、各種実態調査の数字がそれを裏付けている。

差別の実態が歴然としているにもかかわらず、同和対策のための特別措置を打ち切り、部落問題解決の責務を国、自治体が実質的に放棄していることも、国民の中に「もう同和問題は終わった」「差別はない」などの人権に対する後退した、かつ誤った認識を植え付けることになっている。これも、差別事件を続発させている要因の一つである。

部落差別の本質にかかわることと併せて、大きな要因となっているのが、人権を蹴散らかす新自由主義の台頭である。新自由主義は格差を拡大し、社会を殺伐とした方向へ向かわせた。2012年、年間の自殺者が15年ぶりに3万人を下回ったが、依然として高い水準であることに変わりない。なかでも深刻なのは、将来の日本を担う若者（20歳代）の自殺が高いままということである。

「心の病気」で労災認定された人も、2012年度は475人で、10年間で5倍になっている。派遣労働者やパートなどの無権利、低賃金の非正規労働者の比率は、1984年に14%であったものが2012年はついに2,000万人を超え38.2%に達した。

2012年度の児童虐待相談件数は6万6,807件で過去最多となり、育児放棄や高齢者の虐待（10年1万6,668件）も深刻な社会問題となっている。

最後のセーフティネットと言われている生活保護は、1997年度は63万世帯台であったが2005年に100万世帯を突破し、2012年度は155万8,000世帯となっている。経済的に厳しい家庭への就学援助も2011年度156万7,831人（調査開始時の1995年度は約76万6,000人）で、16年連続して増え続けている。

このような状況の中で、「アベノミクス」と称して、インフレ率を2%上昇させて、物価高を引き起し、そこに消費税を8%、10%と引き上げれば、低所得者の生活を痛打することは必至で、ますます勤労市民の生活と心を蝕んでいくこととなる。そのことが差別構造の強化、差別事件の続発へつながっていくのである。

腐ったどぶが大量の蚊を発生させるように、差別で淀んだ社会は差別事件を発生させる。社会が腐っていくと殺伐とした事件・出来事を引き起こす。相次ぐ差別事件はまさしく、差別を栄養源にして成り立っている日本社会を映し出していると言えよう。

（おかだ・えいじ 部落解放同盟広島県連合会）